船 介 第 6 3 2 号 令 和 5 年 5 月 2 9 日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様地域包括支援センター 所長 様

船橋市介護保険課長

新型コロナウイルス感染拡大に伴うモニタリング等の臨時的な取扱い の終了について(通知)

日頃より、本市の介護保険事業にご協力を賜り誠にありがとうございます。

今般、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)上の位置づけの変更後(令和5年5月8日以降)の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」(令和5年5月1日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)にて、示されたところです。

これにより、令和2年3月6日付船介第4390号にて通知しましたモニタリング等の臨時的取扱いは令和5年5月7日をもって終了となりますので、事業所の運営上ご留意ください。ただし、モニタリング及びアセスメントに係る利用者の居宅訪問については、利用者や従事者(同居する家族を含む)に新型コロナ感染者(又はその疑いがある者)が発生した場合においては、柔軟な取扱いを継続します。

<問い合わせ>

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25 介護保険課 給付係 TEL:047-436-2304

船 介 第 4 3 9 0 号 令 和 2 年 3 月 6 日

参考

指定居宅介護支援事業所 管理者 様地域包括支援センター 所長 様

船橋市 健康·高齢部 介護保険課長

新型コロナウイルス感染拡大に伴うモニタリング等の臨時的な取扱い について(通知)

日頃より、本市の介護保険事業にご協力を賜り誠にありがとうございます。

各事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策を講じていただいているところでございますが、未だ国内における感染の蔓延が懸念されております。

つきましては、当面の間、モニタリング等について、下記のとおりの取扱いといたします ので、ご対応をお願いいたします。

なお、この取扱いを終了する場合は、別途連絡いたします。

記

〇モニタリング及びアセスメントに係る利用者の居宅訪問

利用者や家族から訪問の拒否があった場合や、利用者に発熱等の症状があること等により、居宅介護支援事業所として感染拡大防止の観点から訪問を回避する判断をした場合については、文書または電話、メール等により状況把握しても差し支えありません。その場合は、経緯、理由及び判断した結果等を記録に残してください。

〇サービス担当者会議の開催

介護保険最新情報 Vol.773「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)」問9のとおり、感染拡大防止の観点から、居宅介護支援事業所としてやむを得ない理由があると判断できる場合、利用者自宅以外での開催や電話・メールなどを活用し照会する等、柔軟な対応として差し支えありません。

その場合は、経緯、理由及び判断した結果等を記録に残してください。

なお、会議を開催する場合にあっては、体温計測等体調チェックやマスク着用による 咳エチケット及び手指消毒の徹底を図る等、感染防止に十分配慮したうえで開催してく ださい。

<問い合わせ>

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25 介護保険課 給付係 TEL:047-436-2304